

議案第 89 号

桐生市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園
施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成 25 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 89 号 桐生市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行うものです。